# 地域主権戦略大綱(1)

# 地域主権改革の全体像(平成22年6月22日・閣議決定)

政府は、地域主権改革を推進していくため、「地域主権戦略大綱」を平成22年6月22日の閣議において決定した。第1から第10までの10項目で構成されているが、ここでは、その一部を抜粋して紹介します。

### 第1 地域主権改革の全体像

1「地域主権改革」の理念と定義

#### (1)地域主権改革の意義

地域主権改革は、国と地方公共団体の関係を、国が地方に優越する上下の関係から、対等の 立場で対話のできる新たなパートナーシップの関係へと根本的に転換し、国民が、地域の住民と して、自らの暮らす地域の在り方について自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任を 負うという住民主体の発想に基づいて、改革を推進していかなければならない。

#### (2)地域主権改革の定義

「地域主権改革」とは、「日本国憲法の理念の下に、**住民に身近な行政**は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、**地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組む**ことができるようにするための改革」である。

「地域主権」は、この改革の根底をなす理念として掲げているものであり、日本国憲法が定める「地方自治の本旨」や、国と地方の役割分担に係る「補完性の原則」の考え方と相まって、「国民主権」の内容を豊かにする方向性を示すものである。

# 2 地域主権改革が目指す国のかたち

#### (1)社会経済情勢の変化への対応

人口減少や少子高齢化など社会構造の激しい変化や、経済のグローバル化や情報通信の高度化、さらには地球規模での厳しい環境・エネルギー・食料制約といった資源制約等の課題に直面している。時代が激動の変革期を迎えている現在、これらの課題に適切に対応し、発展し続けるためにも、地域主権改革を断行する必要がある。地方公共団体は住民に身近な行政を自主的かつ総合的に広く担い、国は国際社会における国家としての存立にかかわる事務を始めとする本来果たすべき役割を重点的に担えるようにし、あわせて、地域の様々な資源や歴史、文化、伝統等を最大限活用し、それぞれの地域において富を生み出すという考え方に基づいて活力ある地域をつくり、「依存と分配」の仕組みを「自立と創造」の仕組みに転換しなければならない。

### (2)地域主権改革が目指す国のかたち

国のかたちについては、国と地方が対等なパートナーシップの関係にあることを踏まえ、国が一

方的に決めて地方に押し付けるのではなく、**地域の自主的判断を尊重**しながら、国と地方が協働してつくっていく。

国と地方の役割分担に係る「補完性の原則」に基づき、住民に身近な行政はできる限り地方公 共団体にゆだねることを基本とし、基礎自治体が広く事務事業を担い、基礎自治体が担えない事 務事業は広域自治体が担い、国は、広域自治体が担えない事務事業を担うことにより、その本 来果たすべき役割を重点的に担っていく。その中でも、住民により身近な基礎自治体を重視し、 基礎自治体を地域における行政の中心的な役割を担うものと位置付ける。

これを基本として、国と地方公共団体は、行政の各分野において適切に役割を分担するとともに、地方公共団体の自由度を拡大し、自主性及び自立性を高めていく。

#### (3)住民による選択と責任

地域主権改革が進展すれば、おのずと**地方公共団体間で行政サービスに差異が生じてくる**ものであり、**地方公共団体の首長や議会の議員を選ぶ住民の判断と責任は極めて重大**になる。地域主権改革は、単なる制度の改革ではなく、**地域の住民が自らの住む地域を自らの責任でつくっていく**という「責任の改革」であり、民主主義そのものの改革である。**住民や首長、議会の在り方や責任**も変わっていかなければならない。

### 3 地域主権改革の工程

地域主権戦略大綱(以下「本大綱」という。)は、地域主権改革の意義や理念等を踏まえ、憲法や国際条約との整合性にも配意しつつ、地域主権改革の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当面講ずべき必要な法制上の措置その他の措置を定めるほか、今後おおむね2~3年を見据えた改革の諸課題に関する取組方針を明らかにするものである。地域主権改革の主な課題は、本大綱の第2以下に掲げるとおりである。

なお、今後の工程に関して、前倒しして実施できるものについては、その都度柔軟に前倒しして 実施するものとする。

今後、本大綱に基づく改革の取組の成果等を踏まえ、地域主権改革の一層の推進に向けて、 平成24 年夏を目途に「地域主権推進大綱(仮称)」を策定し、積極的に取り組んでいくこととする。

取組に当たっては、内閣総理大臣を議長とする地域主権戦略会議を中心に、より一層政治主導で集中的かつ迅速に地域主権改革を推進する。また、適時に国と地方の協議の場を開催し、国と地方の実効ある協議を行い、地域主権改革の推進及び国と地方の政策の効果的・効率的な推進を図る。

同時に、地域主権戦略会議及び国と地方の協議の場を法制化する。